

【基本理念】

【5つの基本方針】 (P72)

【目標と計画】

【目標値を達成するための方策】 (P73～82)

わたしたち一人ひとりが主役となって、身近なごみを意識し、持続可能な循環型社会を目指します

(1) ごみの減量化・再資源化の推進

本計画で設定した目標を達成するため、① 発生抑制（リデュース）、② 再使用（リユース）、③ 再生利用（リサイクル）の3R等に関する方策に取り組み、ごみの減量化・再資源化を推進します。

(2) 中間処理施設の整備、管理運営

社会情勢の変化及び施設の老朽化に対応した適切なごみ処理を行うため、④ 熱回収（サーマルリサイクル）等を含め、環境に配慮した施設の運営方針を定め、計画的に事業を進めます。

(3) 適正処理の実施

ごみ処理の中間処理施設における、ごみの種類や処理方法に応じた適正処理や、最終処分場における、⑤ 適正処分を実施し、環境負荷の低減に取り組めます。

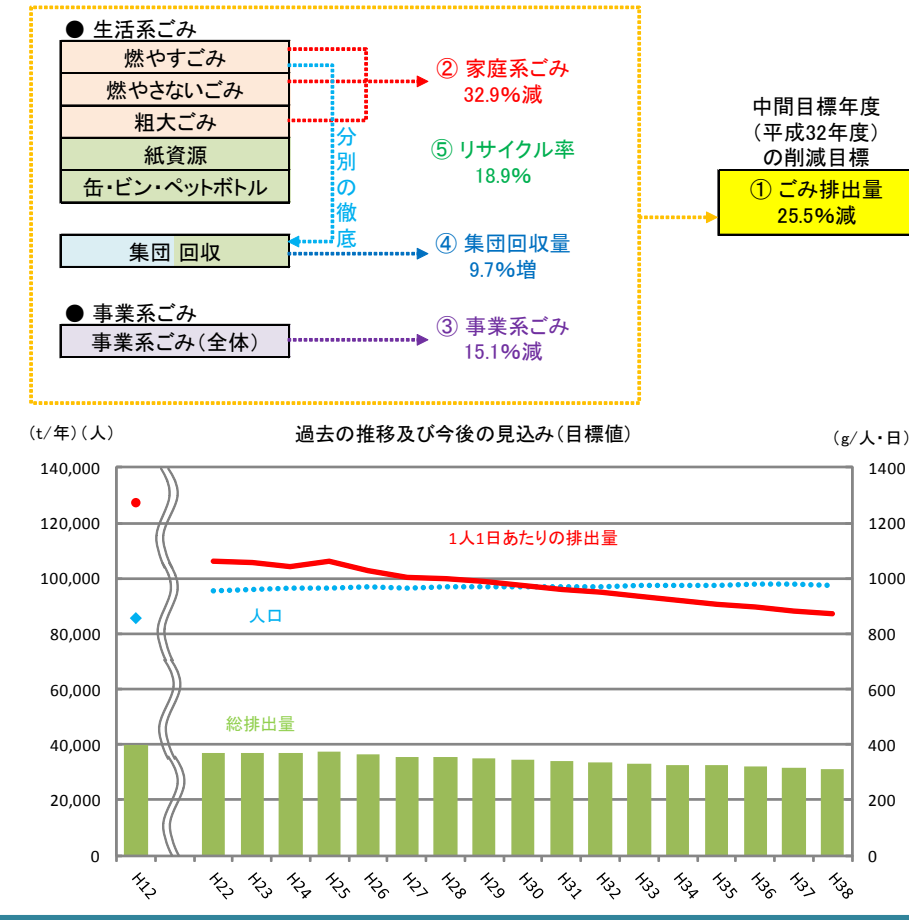
(4) 収集・運搬体制の整備

「車両」による収集・運搬については、分別区分や施設の運営方針に基づき、収集方法の見直しや体制の整備を進め、「廃棄物運搬用パイプライン」による収集は、施設のあり方も含めた様々な課題を整理し、計画的に事業を進めます。

(5) 市民・事業者・市（行政）の協働

市民・事業者・市（行政）がそれぞれの役割と責任を果たす中で、それぞれが主役となり、お互いに協力して、循環型社会を構築します。

● ごみの減量化・再資源化目標値 (※基準年度:H12) (P53～71)



● 分別区分及び収集・運搬計画 (P83～84)

現在の12分別については、施設の運営方針に合わせ社会環境の変化に対応したものとします。また、パイプライン施設は、施設の運営方針を定め、計画的に事業を進めます。

● 中間処理計画（ごみ処理施設整備計画） (P85～89)

焼却施設

稼働後20年を迎え老朽化が進行しており、今後も安定かつ効率的なごみ処理を行っていくため、施設の運営方針を定め、社会環境の変化に対応した施設整備を行います。また、施設の整備時期の近い西宮市と広域化について検討を行うこととします。

資源化施設

焼却施設の運営方針に合わせ、安定かつ効率的な施設整備を行います。また、焼却施設と同様に、西宮市と広域化について検討を行うこととします。

● 最終処分計画 (P90)

今後も引き続き『大阪湾フェニックス』に埋立処分を委託して、最終処分を行います。

目標値を達成するため、市民・事業者・市（行政）の各主体がそれぞれの立場・役割による方策を実行することにより、基本理念である循環型社会の構築を目指します。

方 策	方向性	主 体		
		市民	事業者	市(行政)
1 マイ食器、マイボトルの利用	新規	◎	◎	○
2 「事業系ごみハンドブック」の発行	新規	—	○	◎
3 小型家電及び乾電池回収ボックスの設置	新規	○	○	◎
4 マイバッグの利用	拡充	◎	◎	○
5 再生資源集団回収活動の推進	拡充	◎	—	◎
6 「スリム・リサイクル宣言の店」の推進	拡充	◎	◎	◎
7 排出事業者責任の徹底	拡充	—	◎	○
8 ごみ処理に関する情報の提供	拡充	○	○	◎
9 「家庭ごみハンドブック」及び「ごみ収集カレンダー」の発行	拡充	○	—	◎
10 食材や日用品の最後まで使い切り	拡充	◎	◎	○
11 ごみの展開検査の実施	拡充	—	○	◎
12 過剰包装の防止	継続	◎	◎	○
13 製品の長期使用	継続	◎	◎	○
14 リユース活動の実施	継続	◎	—	○
15 環境に配慮した製品等の購入	継続	◎	◎	◎
16 生ごみ堆肥化容器の活用	継続	◎	○	○
17 生ごみの水切り	継続	◎	◎	○
18 12分別の徹底	継続	◎	◎	○
19 環境に配慮した製品の設計、販売及びサービスの実施	継続	—	◎	○
20 環境学習の実施	継続	○	—	◎
21 ポスター展の開催	継続	○	—	◎
22 持ち去り防止パトロールの実施	継続	○	○	◎
23 持ち込みごみ予約制の実施	継続	○	○	◎
24 適正な料金体系の検討	継続	○	○	◎
25 有料化の検討	継続	○	—	◎
26 分別区分の見直しの検討	継続	○	○	◎
27 処理センターにおける適正処理の実施	継続	—	—	◎

凡例 ◎ 方策を実施する主体
○ 方策に関連する主体